

# 財政健全化法とは

## ○はじめに

国は地方自治体の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」を平成19年6月に公布し、12月には財政健全化の基準となる指標が示されました。

地方自治体では平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられ、また、平成20年度決算からは基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならなくなりました。

## ○財政健全化法とは？

これまで、財政状況が悪化し、赤字比率(実質収支赤字額／標準財政規模)が20%以上(市町村)となった場合、財政再建団体となって財政の立て直しを図るという仕組みになっていましたが、財政健全化法では、これを全面的に改めた仕組みが設けられています。

今回の財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や一部事務組合、第3セクター等も併せた連結決算により地方公共団体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

## ○財政の健全度を判断するには？

4つの指標で判断します。

- ①実質赤字比率……一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率…全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率……一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率……一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

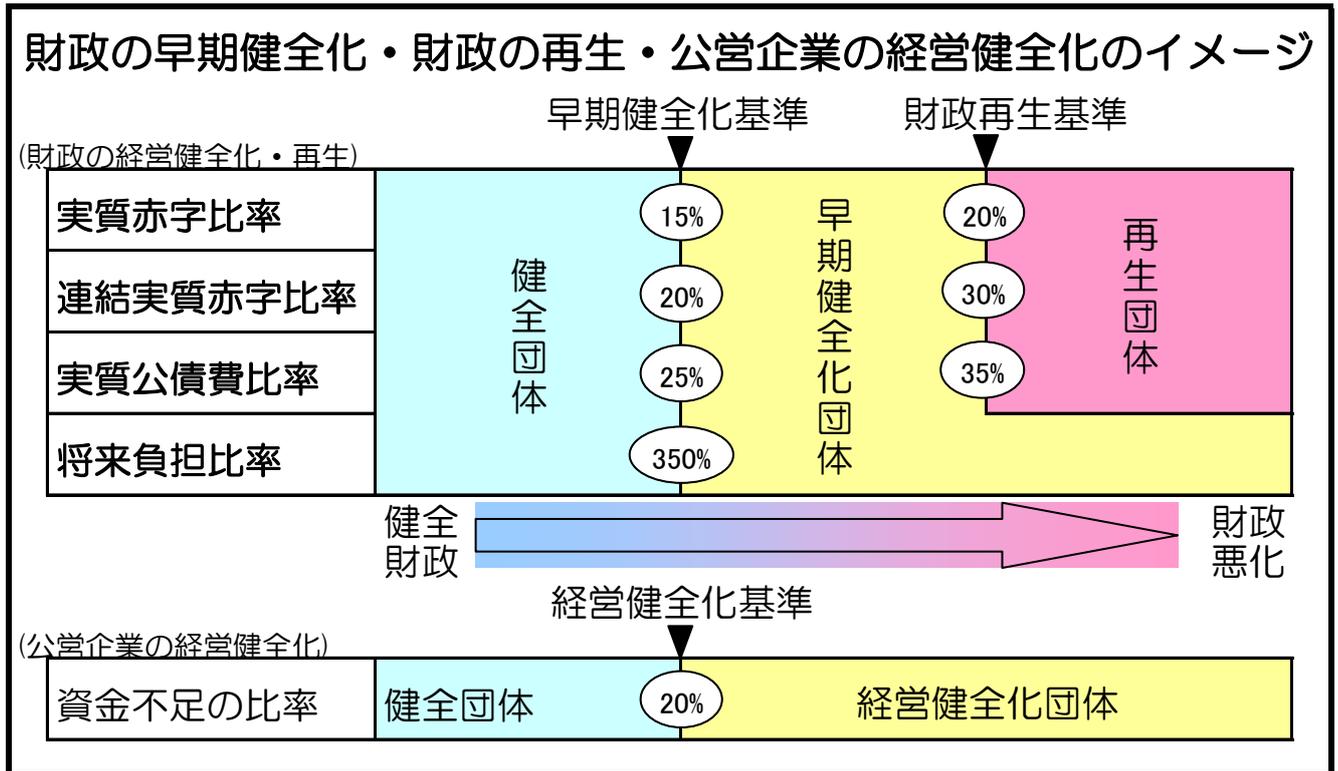
また、公営企業は次の指標で判断します。

- ⑤経営健全化比率…資金不足額が事業規模に占める割合  
(経営健全化基準20%)

これらの指標は平成19年度決算（平成20年秋頃）から公表しなければなりません。また、平成20年度決算（平成21年秋頃）からは公表とあわせて、基準を超える団体に早期健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画の策定が義務付けられます。

## ○判断の基準は？

各指標の基準は次のようになります。



いずれかの早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となります。それより悪い財政再生基準を超えると、従来の財政再建団体にあたる「財政再生団体」となります。

## ○早期健全化団体になると？

財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行います。

## ○財政再生団体になると？

財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこととなります。総務大臣の許可が得られなければ地方債の起債が出来なくなります。また、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。

## ○計画の実施状況は？

計画の実施状況は毎年9月30日までに公表されます。取り組みが不十分な場合は、健全化段階では国または県が、地方公共団体に対し必要な勧告を行うこととなります。財政再生段階においては国が、地方公共団体に対し予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することとなります。

## ○議会や監査委員との関係は？

財政健全化法では、議会や監査委員の役割が重要になります。

- (1) 各指標の数値は、監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、公表しなければなりません。
- (2) 早期健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画を策定する際には、議会が議決し、住民に公表されます。  
また、その実施状況を毎年議会に報告し、公表しなければなりません。
- (3) 早期健全化団体・財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について外部監査を受けなければなりません。

《参考》

## 財政指標の対象会計範囲のイメージ

